

答申書

第1 審査会の結論

「平成13年12月各常任委員会に関する会議録」（出席者の発言を全て記載したもの）について、不存在を理由に非公開とした塩竈市議会議長の決定は妥当である。

第2 不服申立てに至る経過

- 1 不服申立人は、塩竈市情報公開条例第6条の規定に基づき、塩竈市議会（以下「実施機関」という。）に対し、平成14年7月11日に「平成13年12月各常任委員会に関する会議録」について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件公開請求に対して、塩竈市情報公開条例第7条第1項の規定に基づき、平成14年7月24日付（議第76号）で、「平成13年12月各常任委員会に関する会議録」（但し、概要のみ記載したもの）の公文書の公開決定をし、同条第2項の規程に基づいて通知した。
- 3 不服申立人は、本件通知を不服として、平成14年7月31日、塩竈市情報公開条例第12条第1項の規定に基づき、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく不服申立てを行った。
- 4 実施機関は、塩竈市情報公開条例第12条第3項の規定に基づき、塩竈市情報公開審査会会長に対して、平成14年8月9日付（議第89号）で、公文書公開審査諮問書を提出した。

第3 不服申立人の主張要旨

- 1 不服申立ての趣旨
不服申立ての趣旨は、出席者の発言を全てを記載した会議録の公開を求めるというものである。
- 2 不服申立ての理由
不服申立人が不服申立書で主張している不服申立ての内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成 1 4 年 7 月 3 1 日に公開されたものは、本議会での委員長報告用のまとめにすぎず、各委員の発言、議論を示すものではないので不十分である。
- (2) 他市においては、出席者の発言を全て記載した会議録を作成している。
- (3) 各常任委員会は傍聴を許されているのだから、会議を録音した磁気テープも公開できるのではないか。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が審査会における意見陳述で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 会議録の性格について
 - ・ 本会議の記録は発言が全て記録されているものであるが、常任委員会の記録は主なる意見と結果のみを記載した概要である。
- (2) 常任委員会の記録が概要のみとなっていることについて
 - ・ 塩竈市議会委員会条例第 2 9 条で、「委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。」となっているため。
 - ・ 他自治体の傾向では、発言が全て記載されたものを作成する傾向にあるが、塩竈市議会においては現在はその準備がない。
- (3) 他市の会議録作成の状況について
 - ・ 仙台市では発言全て記載した会議録を作成している。
- (4) 委員会の公開について
 - ・ 委員長の許可により公開しているものである。
 - ・ 撮影、録音は禁止されている。
- (5) 録音テープで録音している意味について
 - ・ 委員会記録作成のための補助資料である。
 - ・ 公文書ではない。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

平成 1 4 年 8 月 9 日 諮問の受理

同年 9 月 2 日 塩竈市議会議会事務局の職員（事務局長ほか）から口頭説明の聴取

同日
同年10月4日

審議
審議

第6 審査会の判断の理由

1 公文書の不存在について

塩竈市議会委員会条例第29条の規定に基づき作成された文書は、会議の概要を記録したものであるが、これについては公開済みである。申立人が公開を求める出席者の発言を全て記載した公文書は作成されていないので、「平成13年12月各常任委員会に関する会議録」（出席者の発言を全て記載したもの）は、不存在である。

なお、申立人は会議を記録した録音テープの公開を求めているが、磁気テープは塩竈市情報公開条例第2条第2号の規定により、公開の対象とはなっていない。

2 結論

以上のことから、「平成13年12月各常任委員会に関する会議録」（出席者の発言を全て記載したもの）について不存在を理由に非開示とした実施機関の決定は妥当である。